

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 34 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）</p> <p>第18条 年次休暇、病気休暇及び特別休暇（第12条第12号の休暇を除く。）を請求しようとする職員は、あらかじめ休暇処理票（様式第1号）又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。）により任命権者に申し出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には、事後において速やかに任命権者に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（介護休暇の請求）</p> <p>第19条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇処理票（様式第2号）により任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）</p> <p>第18条 年次休暇、病気休暇及び特別休暇（第12条第12号の休暇を除く。）を請求しようとする職員は、あらかじめ休暇処理票（様式第1号）又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。<u>以下同じ。</u>）により任命権者に申し出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には、事後において速やかに任命権者に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（介護休暇の請求）</p> <p>第19条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇処理票（様式第2号）<u>又は電磁的方法</u>により任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。